

神奈川県財務書類作成基準

第1章 総則

(目的)

第1条 本基準は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総務大臣通知総財務第14号）を受けて、「統一的な基準」（以下、「統一基準」という。）に基づき、本県における一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第1号に規定する「一般会計等」に同じ。）の財務書類を作成するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 統一基準、神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号）、地方自治法及び同法施行令（昭和22年政令第16号）に規定する用語のほか、本基準において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 資産 土地、建物、工作物、有価証券、出資金及び現金預金等、本県が保有する資源で、行政サービスの提供能力を有するもの又は将来の資金流入をもたらすものをいう。
- (2) 負債 県債、引当金及び未払金等、本県が負う経済的な債務のことをいう。
- (3) 純資産 資産から負債を控除した額に相当するものをいう。
- (4) 収益等 使用料及び手数料、税込、国庫支出金等、資産の増加又は負債の減少をもたらす行政サービスの提供能力又は経済的便益の増加をいう。
- (5) 費用等 職員給与、保守管理、減価償却、消耗品の購入、利息の支払い等、資産の減少又は負債の増加をもたらす行政サービスの提供能力又は経済的便益の減少をいう。
- (6) 勘定科目 財務書類に表示する金額の名目を表す科目のことをいう。

(財務書類の作成目的)

第3条 複式簿記の導入により、資産や負債、減価償却費、引当金の状況などを含めた県の財務状況を明らかにし、県民への説明責任の向上を図ることと併せて、事業の効果測定を行い、改善を図ることを目的として財務書類を作成する。

(財務書類の体系及び勘定科目)

第4条 作成する財務書類の様式及び表示する勘定科目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 貸借対照表（第1号様式）
- (2) 行政コスト及び純資産変動計算書（第2号様式）

(3) 資金収支計算書（第3号様式）

（財務書類の作成範囲）

第5条 財務書類の作成範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会計別財務書類は、一般会計及び特別会計ごとに作成する。
- (2) 一般会計等財務書類は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計を合算後、各会計相互間の内部取引を相殺消去して作成する。

（全体財務書類、連結財務書類の作成）

第6条 統一基準に基づき、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、及び全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類を作成するために必要な事項及びその対象範囲については、別に定める。

（作成基準日）

第7条 作成基準日は、会計年度末（3月31日）（以下「基準日」という。）とする。ただし、会計年度末から神奈川県財務規則に規定する出納の閉鎖までの期間（以下「出納整理期間」という。）における歳入及び歳出並びにそれに伴う資産及び負債の増減等を反映した合計をもって会計年度末の計数とする。

（表示金額の単位）

第8条 財務書類は円単位で作成し、表示金額の単位は、百万円とする。ただし、表示金額の単位未満の金額は、四捨五入する。

（会計の区分）

第9条 歳入及び歳出に関する仕訳は、その歳入及び歳出が属する会計に区分する。ただし、人件費、県債、証紙収入等の配賦に関する仕訳は、会計の区分にかかわらず、別に定める方法により行う。

- 2 歳入歳出外現金及び一時借入金に関する仕訳は、一般会計に区分する。
- 3 第1項及び第2項以外の仕訳（以下「非資金仕訳」という。）については、対象となる資産、負債等を管理又は計上する会計に区分する。

（仕訳所属の区分）

第10条 歳入及び歳出に関する仕訳所属は、原則として、調定又は支出を行う所属とする。

- 2 歳入歳出外現金に関する仕訳所属は、会計局会計課とする。
- 3 非資金仕訳に関する仕訳所属は、対象となる資産、負債等を管理又は計上する所属とする。

(財務書類補足資料の作成)

第 11 条 財務書類の作成にあたっては、補足資料として第 5 章注記を記載し、第 6 章の附属明細書を作成する。

第 2 章 貸借対照表

(貸借対照表の作成目的)

第 12 条 貸借対照表は、基準日時点における本県の資産、負債、純資産の残高及び内訳を明らかにすることを目的として作成する。

(貸借対照表の表示区分、表示方法)

第 13 条 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して表示し、資産、負債及び純資産は、総額によって表示する。

2 資産の額は、負債と純資産の額の合計額に一致する。

3 資産項目と負債項目の流動、固定の分類は、1 年基準とする。

4 有形固定資産及び無形固定資産に対する減価償却累計額の表示は、当該有形固定資産の項目に対する控除項目として表示する。

(固定資産の管理)

第 14 条 貸借対照表の補助簿として、本県が保有する固定資産を記録した固定資産台帳を備えるものとし、購入、無償取得、売却及び減価償却等を含む増減を記録する。

2 第 15 条から第 18 条の固定資産に計上する資産の定義及び固定資産台帳の取扱いについては、別に定める。

(固定資産)

第 15 条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して表示する。

(有形固定資産)

第 16 条 有形固定資産は、事業用資産、インフラ資産、所有外管理資産及び物品に分類して表示する。

2 事業用資産は、土地、立木竹、建物、工作物、船舶、浮標等、航空機、その他及び建設仮勘定に分類して表示する。

3 インフラ資産は、土地、建物、工作物、その他及び建設仮勘定に分類して表示する。

(無形固定資産)

第 17 条 無形固定資産は、ソフトウェア、その他及び無形固定資産仮勘定に分類して表示する。

(投資その他の資産)

第 18 条 投資その他の資産は、投資及び出資金、投資損失引当金、長期延滞債権、長期貸付金、基金、その他及び徴収不能引当金に分類して表示し、投資損失引当金及び徴収不能引当金は、当該資産に対する控除項目として表示する。

2 投資及び出資金は、有価証券、出資金及びその他に分類して表示する。

3 基金は、減債基金及びその他に分類して表示する。

(流動資産)

第 19 条 流動資産は、現金預金、未収金、短期貸付金、基金、棚卸資産、その他及び徴収不能引当金に分類して表示し、徴収不能引当金は、当該資産に対する控除項目として表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の資産を計上する。

(1) 現金預金は、歳計現金及び歳計外現金を計上する。

(2) 未収金は、現年調定現年収入未済の収益及び財源を計上する。

(3) 短期貸付金は、貸付金のうち、基準日の翌年度に償還期限が到来するものを計上する。

(4) 基金は、財政調整基金、減債基金に分類して表示し、財政調整基金には神奈川県財政基金条例（昭和 54 年条例第 32 号）に規定する財政基金を計上し、減債基金には神奈川県債管理基金条例（昭和 54 年条例第 33 号）に規定する県債管理基金を計上する。

(5) 棚卸資産は、売却を目的として保有している資産を計上する。

(6) その他は、前 5 号の資産及び第 7 号の引当金以外の流動資産を計上する。

(7) 徴収不能引当金は、流動資産に区分される金銭債権のうち、徴収不能となる見込額を計上する。

(固定負債)

第 20 条 固定負債は、県債、長期未払金、退職手当引当金、損失補償等引当金及びその他に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の負債を計上する。

(1) 県債は、県債及び臨時財政対策債に分類して表示し、基準日の翌々年度以降の償還予定額を計上する。

(2) 長期未払金は、債務負担行為で設定した支出予定額のうち、有形固定資産に計上した資産の取得等に係るもので、基準日の翌々年度以降の支払予定額を計上する。

(3) 退職手当引当金は、基準日に全職員が自己都合退職した場合に必要な退職手当支給見込額を計上する。なお、その算定方法については、別に定める。

(4) 損失補償等引当金は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19

- 年法律第 94 号) に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上する。
- (5) その他は、リース債務及びその他固定負債に分類して表示し、リース資産に係る負債をリース債務に計上し、これ以外の負債をその他固定負債に計上する。

(流動負債)

第 21 条 流動負債は、1 年内償還予定県債、未払金、未払費用、前受金、前受収益、賞与等引当金、預り金及びその他に分類して表示する。なお各勘定科目には、次の各号の負債を計上する。

- (1) 1 年内償還予定県債は、県債と臨時財政対策債に分類して表示し、基準日の翌年度の償還予定額を計上する。
- (2) 未払金は、契約等により支払予定額が確定したもののうち、未払いの額を計上する。
- (3) 未払費用は、継続して役務提供を受ける契約において、基準日時点において既に提供された役務に対する未払いの額を計上する。
- (4) 前受金は、基準日時点において、代金の納入を受けているが、これに対する義務の履行を行っていない役務に対する収入した額を計上する。
- (5) 前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し、支払いを受けた額を計上する。
- (6) 賞与等引当金は、職員に支給される手当で、翌会計年度に支払うことが予定されている基準日時点までの期末手当及び勤勉手当支給見込額と、その見込額に応じて負担する共済費のうち、当期の負担相当額を計上する。なお、その算定方法については、別に定める。
- (7) 預り金は、基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債額を計上する。
- (8) その他は、前 7 号の流動負債に該当しないものについて、リース債務及びその他流動負債に分類して表示する。なお、リース資産に係る負債のうち基準日の翌年度償還予定額は、リース債務に計上し、リース債務以外の負債のうち基準日の翌年度償還予定額は、その他固定負債に計上する。

(純資産)

第 22 条 純資産は、固定資産等形成分、余剰分（不足分）に分類して表示する。

(開始貸借対照表の作成)

第 23 条 統一基準に基づき導入初年度に作成する開始貸借対照表は、平成 29 年 4 月 1 日を基準日として作成する。

第 3 章 行政コスト及び純資産変動計算書

(行政コスト及び純資産変動計算書の作成目的)

第 24 条 行政コスト及び純資産変動計算書は、本県の会計期間中における費用、収益及び純資産の変動を明らかにすることを目的として作成する。

(行政コスト及び純資産変動計算書の表示区分、表示方法)

第 25 条 行政コスト計算書部分は、経常費用、経常収益、臨時損失及び臨時利益に分類して表示し、純資産変動計算書部分は、財源、固定資産等の変動（内部変動）、資産評価差額、無償所管換等及びその他に分類して表示する。

2 費用及び収益は、総額によって表示する。

(経常費用)

第 26 条 経常費用は、業務費用及び移転費用に分類して表示し、毎会計年度、経常的に発生する費用を計上する。

(業務費用)

第 27 条 業務費用は、人件費、物件費等及びその他の業務費用に分類して表示する。

2 人件費は、職員給与費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額及びその他に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の費用を計上する。

- (1) 職員給与費は、職員に支払われた給与、手当及び共済費を計上する。
- (2) 賞与等引当金繰入額は、賞与等引当金の当該会計年度発生額を計上する。
- (3) 退職手当引当金繰入額は、退職手当引当金の当該会計年度発生額を計上する。
- (4) その他は、上記以外の人件費を計上する。

3 物件費等は、物件費、維持補修費、減価償却費及びその他に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の費用を計上する。

- (1) 物件費は、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費及び備品購入費のうち、消費的性質の経費に係る費用を計上する。
- (2) 維持補修費は、建物、工作物、設備及び物品等の維持補修に係る費用を計上する。
- (3) 減価償却費は、有形固定資産及び無形固定資産のうち、減価償却を行う資産の減価償却費を計上する。
- (4) その他は、除却工事代及び本県の資産を形成しない工事等に係る費用を計上する。

4 その他の業務費用は、支払利息、徴収不能引当金繰入額及びその他に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の費用を計上する。

- (1) 支払利息は、リース資産の賃借料の利子分、借入金の利子及び県債の利子等を計上する。
- (2) 徴収不能引当金繰入額は、徴収不能引当金の当該会計年度発生額を計上する。

(3) その他は、火災保険料・自動車損害保険料等の保険料、国庫返納金、過年度過誤納還付金及び未払金再支出を計上する。

(移転費用)

第 28 条 移転費用は、補助金等、社会保障給付、他会計への繰出金及びその他に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の費用を計上する。

- (1) 補助金等は、市町村、団体等に対する補助金、負担金及び税交付金を計上する。
- (2) 社会保障給付は、扶助費を計上する。
- (3) 他会計への繰出金は、一般会計から特別会計に繰り出した額又は特別会計から一般会計に繰り出した額を計上する。
- (4) その他は、補償、補填及び賠償金を計上する。

(経常収益)

第 29 条 経常収益は、使用料及び手数料、その他に分類して表示し、毎会計年度、経常的に発生する収益を計上する。

(純経常行政コスト)

第 30 条 純経常行政コストは、経常収益と経常費用の差額を計上する。

(臨時損失)

第 31 条 臨時損失は、災害復旧事業費、資産除売却損、投資損失引当金繰入額、損失補償等引当金繰入額及びその他に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の費用を計上する。

- (1) 災害復旧事業費は、災害復旧に要した工事代等の災害復旧費を計上する。
- (2) 資産除売却損は、固定資産の売却時の収入が帳簿価格を下回る場合の収入と帳簿価格の差額又は固定資産除却時の帳簿価格を計上する。
- (3) 投資損失引当金繰入額は、投資損失引当金の当該会計年度発生額を計上する。
- (4) 損失補償等引当金繰入額は、損失補償等引当金に計上した当該会計年度発生額を計上する。
- (5) その他は、上記以外の臨時に発生した費用を計上する。

(臨時利益)

第 32 条 臨時利益は、資産売却益及びその他に区分して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の収入を計上する。

- (1) 資産売却益は、資産の売却による収入が帳簿価格を上回る場合の差額を計上する。
- (2) その他は、前号以外の臨時に発生した収入を計上する。

(純行政コスト)

第 33 条 純行政コストは、純経常行政コストから臨時損失と臨時利益の差額を差し引いたものを計上する。

(財源)

第 34 条 財源は、税収等及び国等補助金に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の収入を計上する。

- (1) 税収等は、県税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、その他税収、寄附金及びその他（寄附金以外）に分類して表示し、県税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金、寄附金及び繰入金を計上する。
- (2) 国等補助金は、国庫補助金、国庫負担金及び委託金を計上する。

(固定資産等の変動（内部変動）)

第 35 条 固定資産の変動（内部変動）は、有形固定資産等の増加、有形固定資産等の減少、貸付金・基金等の増加及び貸付金・基金等の減少に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の資産変動額を計上する。

- (1) 有形固定資産等の増加は、有形固定資産若しくは無形固定資産の形成による保有資産の増加額又は有形固定資産若しくは無形固定資産の形成のために支出した金額を計上する。
- (2) 有形固定資産等の減少は、有形固定資産若しくは無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額又は有形固定資産若しくは無形固定資産の売却収入、除却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額を計上する。
- (3) 貸付金・基金等の増加は、貸付金、基金等の形成による保有資産の増加額又は新たな貸付金、基金等のために支出した金額を計上する。
- (4) 貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還及び基金の取崩し等による減少額又は貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等を計上する。

(資産評価差額)

第 36 条 資産評価差額は、有価証券等の評価差額を計上する。

(無償所管換等)

第 37 条 無償所管換等は、無償で譲渡又は取得した固定資産の評価額等を計上する。

(その他)

第 38 条 その他は、上記以外の純資産及びその内部構成の変動を計上する。

第4章 資金収支計算書

(資金収支計算書の作成目的)

第39条 資金収支計算書は、本県の一会計期間における業務活動、投資活動及び財務活動に伴う資金利用状況を明らかにすることを目的として作成する。

(資金収支計算書の表示区分、表示方法)

第40条 資金収支計算書は、歳入及び歳出に関する仕訳を業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支に分類して表示する。

2 歳計外現金については、資金収支計算書の範囲には含めない。ただし、欄外の別表に前年度歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額及び本年度末現金預金残高を表示する。

(業務活動収支)

第41条 業務活動収支は、業務支出、業務収入、臨時支出及び臨時収入に分類して表示する。

(業務支出)

第42条 業務支出は、業務費用支出及び移転費用支出に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の支出を計上する。

- (1) 業務費用支出は、人件費支出、物件費等支出及び支払利息支出に分類して計上し、これ以外の業務費用については、その他の支出に計上する。
- (2) 移転費用支出は、補助金等支出、社会保障給付支出及び他会計への繰出支出に分類して計上し、これ以外の移転費用支出については、その他の支出に計上する。

(業務収入)

第43条 業務収入は、税込等収入、国等補助金収入、使用料及び手数料収入及びその他の収入に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の収入を計上する。

- (1) 税込等収入は、県税の収入等による収入を計上する。
- (2) 国等補助金収入は、国庫支出金等のうち、業務支出の財源に充当した収入を計上する。
- (3) 使用料及び手数料収入は、財産使用料、証紙の販売等の使用料、手数料による収入を計上する。
- (4) その他の収入は、上記以外の業務収入を計上する。

(臨時支出及び臨時収入)

第 44 条 臨時支出は、災害復旧事業費支出及びその他の支出に分類して表示する。

なお、各勘定科目には、次の各号の支出を計上する。

- (1) 災害復旧事業費支出は、災害復旧事業費による支出を計上する。
- (2) その他の支出は、上記以外の臨時支出を計上する。

2 臨時収入は、前条の業務収入以外の臨時収入を計上する。

(投資活動収支)

第 45 条 投資活動収支は、投資活動支出及び投資活動収入に分類して表示する。

(投資活動支出)

第 46 条 投資活動支出は、公共施設等整備費支出、基金積立金支出、投資及び出資金支出、貸付金支出及びその他の支出に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の支出を計上する。

- (1) 公共施設等整備費支出は、有形固定資産及び無形固定資産の形成に係る支出を計上する。
- (2) 基金積立金支出は、基金の積立による支出を計上する。
- (3) 投資及び出資金支出は、投資及び出資による支出を計上する。
- (4) 貸付金支出は、貸付による支出を計上する。
- (5) その他の支出は、上記以外の投資活動支出を計上する。

(投資活動収入)

第 47 条 投資活動収入は、国等補助金収入、基金取崩収入、貸付金元金回収収入、資産売却収入及びその他の収入に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の収入を計上する。

- (1) 国等補助金収入は、国庫支出金等のうち、投資活動支出の財源に充当した収入を計上する。
- (2) 基金取崩収入は、基金の取崩しによる収入を計上する。
- (3) 貸付金元金回収収入は、貸付金に係る元金の回収による収入を計上する。
- (4) 資産売却収入は、保有する資産の売却による収入を計上する。
- (5) その他の収入は、上記以外の投資活動による収入を計上する。

(財務活動収支)

第 48 条 財務活動収支は、財務活動支出及び財務活動収入に分類して表示する。

(財務活動支出)

第 49 条 財務活動支出は、県債償還支出、他会計への繰出支出（公債管理特別会計）及びその他の支出に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の支出を計上する。

- (1) 県債償還支出は、県債に係る元金の償還による支出を計上する。
- (2) 他会計への繰出支出（公債管理特別会計）は、県債に係る元金の償還財源として公債管理特別会計に繰り出した額を計上する。
- (3) その他の支出は、上記以外の財務活動による支出を計上する。

（財務活動収入）

第 50 条 財務活動収入は、県債発行収入及びその他の収入に分類して表示する。なお、各勘定科目には、次の各号の収入を計上する。

- (1) 県債発行収入は、県債の発行による収入を計上する。
- (2) その他の収入は、上記以外の財務活動収入を計上する。

第 5 章 注記

（重要な会計方針）

第 51 条 財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法、その他財務書類作成のための基本となる次の各号の事項を記載する。

- (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法
- (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法
- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
- (5) リース取引の処理方法
- (6) 資金収支計算書における資金の範囲
- (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

（重要な会計方針の変更）

第 52 条 重要な会計方針を変更した場合には、次の各号の事項を記載する。

- (1) 重要な会計方針（会計処理の原則又は手続）を変更した場合には、その旨、理由及び財務書類に与える影響
- (2) 表示方法を変更した場合には、その旨
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、理由及び資金収支計算書に与える影響

（重要な後発事象）

第 53 条 会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次の各号の事項を記載する。

- (1) 主要な業務の改廃
- (2) 組織・機構の大幅な変更
- (3) 地方財政制度の大幅な改正

- (4) 重大な災害等の発生
- (5) その他重要な後発事象

(偶発債務)

第 54 条 会計年度末においては現実に債務は発生していないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に発生する保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））を記載する。

(追加情報)

第 55 条 財務書類の内容を理解するため、必要に応じて次の各号の事項を記載する。

- (1) 対象範囲（対象とする会計名）
 - (2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
 - (3) 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含む。）及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨
 - (4) 表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨
 - (5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況
 - (6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
 - (7) 繰越事業に係る将来の支出予定額
 - (8) その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
- 2 貸借対照表に係るものとして、必要に応じて次の各号の事項を併せて記載する。
- (1) 売却可能資産に係る資産の勘定科目別の金額及びその範囲
 - (2) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
 - (3) 基金からの借入（繰替運用）を行っている場合には、その内容
 - (4) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
 - (5) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）
 - (6) 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
 - (7) 政令に基づき県が管理している国道や一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）
- 3 行政コスト及び純資産変動計算書に係るものとして、必要に応じて次の事項を併せて記載する。
- (1) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

4 資金収支計算書に係るものとして、必要に応じて次の各号の事項を併せて記載する。

- (1) 業務・投資活動収支
- (2) 既存の決算情報との関連性（第1項第2号に係るものを除く。）
- (3) 資金収支計算書の業務活動収支と行政コスト及び純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
- (4) 一時借入を行っている場合には、一時借入金が増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額
- (5) 重要な非資金取引

第6章 附属明細書

（附属明細書）

第56条 財務書類の内容を補足するため、次の各号の附属明細書を作成する。

- (1) 有形固定資産の明細
- (2) 投資及び出資金の明細
- (3) 基金の明細
- (4) 貸付金の明細
- (5) 長期延滞債権及び未収金の明細
- (6) 地方債の明細
- (7) 引当金の明細
- (8) 補助金等の明細
- (9) 財源の明細
- (10) 財源情報の明細
- (11) 資金の明細

第7章 雑則

（細則）

第57条 本基準に定めるもののほか財務書類の作成に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この基準は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
2 第 4 条の様式については、令和 8 年度決算以後について適用し、令和 7 年度決算までは、なお従前の例による。

貸借対照表

(令和 年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		県債	
事業用資産		県債	
土地		臨時財政対策債	
立木竹		長期未払金	
建物		退職手当引当金	
建物減価償却累計額		損失補償等引当金	
工作物		その他	
工作物減価償却累計額		リース債務	
船舶		その他固定負債	
船舶減価償却累計額		流動負債	
浮標等		1年内償還予定県債	
浮標等減価償却累計額		県債	
航空機		臨時財政対策債	
航空機減価償却累計額		未払金	
その他		未払費用	
その他減価償却累計額		前受金	
建設仮勘定		前受収益	
インフラ資産		賞与等引当金	
土地		預り金	
建物		その他	
建物減価償却累計額		リース債務	
工作物		その他流動負債	
工作物減価償却累計額		負債合計	
その他			
その他減価償却累計額		【純資産の部】	
建設仮勘定		固定資産等形成分	
所有外管理資産		余剰分(不足分)	
所有外管理資産減価償却累計額			
物品			
物品減価償却累計額			
無形固定資産			
ソフトウェア			
ソフトウェア			
ソフトウェア減価償却累計額			
その他			
その他無形固定資産			
その他減価償却累計額			
無形固定資産仮勘定			
投資その他の資産			
投資及び出資金			
有価証券			
出資金			
その他			
投資損失引当金			
長期延滞債権			
長期貸付金			
基金			
減債基金			
その他			
その他			
徴収不能引当金			
流動資産			
現金預金			
未収金			
短期貸付金			
基金			
財政調整基金			
減債基金			
棚卸資産			
その他			
徴収不能引当金			
資産合計		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

(第2号様式)

行政コスト及び純資産変動計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額	
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)
経常費用			
業務費用			
人件費			
職員給与費			
賞与等引当金繰入額			
退職手当引当金繰入額			
その他			
物件費等			
物件費			
維持補修費			
減価償却費			
その他			
その他の業務費用			
支払利息			
徴収不能引当金繰入額			
その他			
移転費用			
補助金等			
補助金			
負担金			
税交付金			
社会保障給付			
他会計への繰出金			
その他			
経常収益			
使用料及び手数料			
その他			
純経常行政コスト			
臨時損失			
災害復旧事業費			
資産除売却損			
投資損失引当金繰入額			
損失補償等引当金繰入額			
その他			
臨時利益			
資産売却益			
その他			
純行政コスト			
財源			
税収等			
県税			
地方譲与税			
地方特例交付金			
地方交付税			
その他税収			
寄附金			
その他(寄附金以外)			
国等補助金			
本年度差額			
固定資産の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額			
無償所管換等			
その他			
本年度純資産変動額			
前年度末純資産残高			
本年度末純資産残高			

(第3号様式)

資金収支計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位：百万円)

科 目	金 額
【業務活動収支】	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	
物件費等支出	
支払利息支出	
その他の支出	
移転費用支出	
補助金等支出	
社会保障給付支出	
他会計への繰出支出	
その他の支出	
業務収入	
税収等収入	
国等補助金収入	
使用料及び手数料収入	
その他の収入	
臨時支出	
災害復旧事業費支出	
その他の支出	
臨時収入	
業務活動収支	
【投資活動収支】	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	
基金積立金支出	
投資及び出資金支出	
貸付金支出	
その他の支出	
投資活動収入	
国等補助金収入	
基金取崩収入	
貸付金元金回収収入	
資産売却収入	
その他の収入	
投資活動収支	
【財務活動収支】	
財務活動支出	
県債償還支出	
他会計への繰出支出(公債管理特別会計)	
その他の支出	
財務活動収入	
県債発行収入	
その他の収入	
財務活動収支	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
本年度末資金残高	
前年度末歳計外現金残高	
本年度歳計外現金増減額	
本年度末歳計外現金残高	
本年度末現金預金残高	